

特定非営利活動法人 工房ポルトス 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人工房ポルトスという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市岩槻区仲町1丁目12番16号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、さいたま市並びに近隣地区の障害児(者)への療育・ふれあいの場を提供するとともに、児童や、主婦・中高年者に対し、ふれあいと健全なる活動の場を提供し、誰でもが豊かに暮らせる日常を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業
- (2) 市町村登録団体認定に基づく障害児(者)生活サポート事業
- (3) 児童を対象とした学外ふれあい事業
- (4) 主婦・中高年者を対象とした生活うるおいサポート事業
- (5) 障害者総合支援法に規定する就労継続支援事業

第 2 章 会 員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体とし、本会員をもって、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込み、理事会の同意を得なければならない。理事会は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の過半数の同意により、会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 既に納入した寄付金及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 役 員 及 び 職 員

(役員の種類、定数及び選任等)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上5人以下

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を代表理事とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 代表理事は、理事の互選とする。

5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第13条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、理事会であらかじめ定めた順序により、他の理事がその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期等)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

3 役員は、再任されることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第16条 役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第17条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第18条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務職員を置くことができる。

2 事務職員は、代表理事が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 役員選任又は解任及び役員報酬

(6) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から2週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席した会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会における書面表決等)

第27条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数
 - (3) 総会に出席した会員の数(書面等表決者及び表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。)
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

第 5 章 理 事 会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 代表理事選任に関する事項
- (4) 代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときの、代表理事職務の代行を行う理事の順序に関する事項
- (5) 事業計画及び活動予算並びにその変更に関する事項
- (6) 会員の除名に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 4 理事会は、役員全員の同意があるときは、前項の規定による所定の招集手続きを経ないで開催することができる。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第35条 理事会の議決事項は、第32条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会における書面等表決)

第36条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。この場合において前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面等表決者にあつてはその旨を付記すること。)
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収益
- (4) 資産から生じる収益
- (5) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立の日までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げるもののうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第47条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 雑 則

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

(施行規則)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	須賀 進
理事	田口 弘之
理事	西田 豊明
理事	佐藤 清
監事	吉野 康幸

3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成24年6月20日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。

6 平成30年6月1日 特定非営利活動促進法の改正に伴い、第48条(公告の方法)につき、変更する。

7 令和1年 6月 1日 特定非営利活動促進法の改正に伴い、文言の一部を変更する。

8 令和2年 8月 3日 定款 第5条(事業の種類)に、(5)項 障害者総合支援法に規定する就労継続支援事業 を、追加する。

9 令和7年 月 日 定款 第5条(事業の種類)(1)項を、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業 に変更する。

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人 工房ポルトス

1. 事業実施の方針

障害児通所支援事業、市町村登録団体認定に基づく障害児(者)、生活サポート事業
 児童を対象とした学外ふれあい事業、主婦・中高年者を対象とした生活うるおいサポート事業
 そして、令和3年度より取り組んでいる障害者総合支援法に規定される就労継続支援事業の
 更なる発展を目指す。

2. 事業の実施に関する事項(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名・事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	支出見込 み額
①児童福祉法に規定する障害児通所支援 事業	日曜日・ 祝祭日を 除く期日 の10:00～17: 00(就 労支援: 9:00～ 16:00) を予定す る。	工房ポル トス施設 内	6人～	3歳児～ 高校3年 生	81,000 千円
②市町村登録団体認定に基づく障害児(者) 生活サポート事業			4人～	市町村発 行の認定 書持参者	
③児童を対象とした学外ふれあい事業			3人～	小中高 学生	
④主婦・中高年者を対象とした生活うるおい サポート事業			2人～	主婦・中高 年者	
⑤障害者総合支援法に規定する就労継続 支援事業			4人～	高校卒業 者	

(2) その他の事業

定款に登録された事業は無い。

以 上

令和7年度 活動予算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日)

特定非営利活動法人 工房ポルトス

単位:円

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		0
2. 受取寄付金		0
3. 受取助成金		0
4. 事業収益		
児童福祉法に規定する障害児通所支援事業	62,000,000	
市町村登録団体認定に基づく障害児(者) 生活サポート事業収益	4,000,000	
児童を対象とした学外ふれあい事業収益	1,200,000	
主婦・中高年者を対象とした 生活うるおいサポート事業	0	
障害者総合支援法に規定する 就労支援事業収益	30,000,000	97,200,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収入	150,000	150,000
経常収益計		97,350,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1)人件費		
給料手当	58,000,000	
法定福利費	6,500,000	
福利厚生費	2,000,000	
人件費計		66,500,000
(2)その他経費		
就業者手当	3,500,000	
旅費交通費	1,000,000	
水道光熱費	1,000,000	
地代家賃	6,350,000	
その他	2,650,000	
その他経費計		14,500,000
事業費計		81,000,000
2. 管理費		
(1)人件費		
役員報酬、他	6,600,000	
人件費計		6,600,000
(2)その他経費		
会議費	200,000	
その他	4,000,000	
その他経費計		4,200,000
管理費計		10,800,000
経常経費計		91,800,000
当期経常増減額		5,550,000
III 経常外収益		0
IV 経常外費用		0
当期経常増減額		5,550,000
当期正味財産増減額		5,550,000
前期繰越正味財産額		44,884,105
次期繰越正味財産額		50,434,105

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人 工房ポルトス

1. 事業実施の方針

障害児通所支援事業、市町村登録団体認定に基づく障害児(者)、生活サポート事業
児童を対象とした学外ふれあい事業、主婦・中高年者を対象とした生活うるおいサポート事業
そして、令和3年度より取り組んでいる障害者総合支援法に規定される就労継続支援事業の
更なる発展を目指す。

2. 事業の実施に関する事項(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

(1)特定非営利活動に係る事業

定款の事業名・事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	支出見込 み額
①児童福祉法に規定する障害児通所支援 事業	日曜日・ 祝祭日を 除く期日 の10:0 0～17: 00(就 労支援: 9:00～ 16:00) を予定す る。	工房ポル トス施設 内	6人～	3歳児～ 高校3年 生	81,000 千円
②市町村登録団体認定に基づく障害児(者) 生活サポート事業			4人～	市町村発 行の認定 書持参者	
③児童を対象とした学外ふれあい事業			3人～	小中高 学生	
④主婦・中高年者を対象とした生活うるおい サポート事業			2人～	主婦・中高 年者	
⑤障害者総合支援法に規定する就労継続 支援事業			4人～	高校卒業 者	

(2)その他の事業

定款に登録された事業は無い。

以 上

令和8年度 活動予算書
(令和8年4月1日から令和9年3月31日)

特定非営利活動法人 工房ポルトス

単位:円

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		0
2. 受取寄付金		0
3. 受取助成金		0
4. 事業収益		
児童福祉法に規定する障害児通所支援事業	62,000,000	
市町村登録団体認定に基づく障害児(者) 生活サポート事業収益	4,000,000	
児童を対象とした学外ふれあい事業収益	1,200,000	
主婦・中高年者を対象とした 生活うるおいサポート事業	0	
障害者総合支援法に規定する 就労支援事業収益	30,000,000	97,200,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収入	150,000	150,000
経常収益計		97,350,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1)人件費		
給料手当	58,000,000	
法定福利費	6,500,000	
福利厚生費	2,000,000	
人件費計		66,500,000
(2)その他経費		
就業者手当	3,500,000	
旅費交通費	1,000,000	
水道光熱費	1,000,000	
地代家賃	6,350,000	
その他	2,650,000	
その他経費計		14,500,000
事業費計		81,000,000
2. 管理費		
(1)人件費		
役員報酬、他	6,600,000	
人件費計		6,600,000
(2)その他経費		
会議費	200,000	
その他	4,000,000	
その他経費計		4,200,000
管理費計		10,800,000
経常経費計		91,800,000
当期経常増減額		5,550,000
III 経常外収益		0
IV 経常外費用		0
当期経常増減額		5,550,000
当期正味財産増減額		5,550,000
前期繰越正味財産額		50,434,105
次期繰越正味財産額		55,984,105